

第 38 回 大阪市人権施策推進審議会 会議録

- 1 日 時 平成 31 年 2 月 15 日（金）午前 10 時～正午
- 2 場 所 市役所屋上階 会議室
- 3 出席者 （大阪市人権施策推進審議会委員）
 - ・木下 吉信 ・佐々木 りえ ・鈴木 暁子 ・高山 直樹
 - ・辻川 松子 ・妻木 進吾 ・前田 直子
 - ・（会長代理）三成 美保 ・宮本 京子
 - ・（会長）山西 美明 ・和田 芳香（事務局）
 - ・田丸市民局理事 ・山本ダイバーシティ推進室長
 - ・森人権企画課長 ・堀田多文化共生担当課長
 - ・古武共生社会づくり支援担当課長
 - ・藤田人権啓発・相談センター所長
 - ・姫野人権企画課長代理 ・廣原人権企画課担当係長
- 4 議 題
 - (1) 会長及び会長代理の選任について
 - (2) 大阪市人権行政推進計画に基づく平成 30 年度の取組状況について
 - ア 「人権が尊重されるまち」指標（平成 30 年度版）（案）について
 - イ 人権啓発の取組みについて
 - ウ 人権相談の取組みについて
 - エ 多文化共生の取組みについて
 - オ L G B T などの性的少数者にかかる取組みについて
 - (3) 個別の課題について
 - ア 大阪市多文化共生指針（仮称）の策定について
 - イ 大阪市の犯罪被害者等支援について

5 議 事

○廣原人権企画課担当係長 お待たせいたしました。お時間になりましたので、ただいまから第 38 回大阪市人権施策推進審議会を開催させていただきます。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は本日の司会を担当いたします人権企画課担当係長の廣原です。よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります前に本日の審議会の取り扱いをご説明いたします。この審議会は、「大阪市人権施策推進審議会規則」及び「審議会等の設置及び運営に関する指針」

に基づき公開といたしております。また、情報公開の観点から、本日の議事録・議事要旨は、後日、市民局ホームページに掲載する予定でございます。

次に、本日の資料等についてご案内いたします。お手元に第38回大阪市人権施策推進審議会次第、大阪市人権施策推進審議会委員名簿、配席図をお配りしております。議事資料は、「資料一覧」のとおりお配りしておりますので、その都度ご確認ください。

それでは、出席委員のご紹介をさせていただきます。本会は、平成30年度の改選により当審議会委員にご就任いただきまして初めての審議会ですので、お1人ずつ自己紹介をお願いいたします。お手元に配付いたしました委員名簿に沿って順をお願いいたします。

○木下委員 阿倍野区選出、自民党の木下吉信でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○佐々木委員 市会議員の佐々木です。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員 おはようございます。鈴木と申します。よろしくお願い申し上げます。

○高山委員 高山でございます。阪急電鉄より出ております。よろしくお願い申し上げます。

○辻川委員 おはようございます。辻川でございます。

○妻木委員 妻木です。龍谷大学の経営学部で、専門は社会学です。よろしくお願い申し上げます。

○前田委員 前田です。よろしくお願い申し上げます。京都女子大学法学部で国際法、国際人権法を担当しております。よろしくお願い申し上げます。

○廣原人権企画課担当係長 三成委員におかれましては、遅れて参加されますので、後ほどご挨拶いただきたいと思いますと思っております。

○宮本委員 宮本京子と申します。よろしくお願い申し上げます。

○山西委員 山西です。弁護士をしております。よろしくお願い申し上げます。

○和田委員 和田芳香と申します。よろしくお願い申し上げます。

○廣原人権企画課担当係長 なお、佐川委員、杉田委員におかれましては、ご欠席されるとの連絡をいただいております。

続きまして、大阪市側の出席者を紹介させていただきます。

○田丸市民局理事 市民局理事の田丸でございます。よろしくお願い申し上げます。

○山本ダイバーシティ推進室長 山本でございます。よろしくお願い申し上げます。

○森人権企画課長 森でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○堀田多文化共生担当課長 堀田でございます。よろしくお願い申し上げます。

○古武共生社会づくり支援担当課長 古武でございます。よろしくお願い申し上げます。

○藤田人権啓発・相談センター所長 藤田でございます。よろしくお願い申し上げます。

○姫野人権企画課長代理 姫野です。よろしくお願い申し上げます。

○廣原人権企画課担当係長 それでは、大阪市からの出席者を代表いたしまして、市民局理事の田丸からご挨拶申し上げます。

○**田丸市民局理事** おはようございます。委員の皆様方におかれましては、公私何かとお忙しい中、本審議会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

また日ごろより、大阪市政の各般にわたりましてご理解、ご協力を賜っておりますことを、この場をお借りし、厚くお礼申し上げます。とりわけ皆様方におかれましては、ご多用にもかかわらず、今般本審議会委員にご就任いただきましたことに、重ねて深く感謝申し上げます。ありがとうございます。

本審議会は、大阪市人権尊重の社会づくり条例に基づきまして、人権尊重の社会づくりに関する事項について、調査、審議を行うことを目的として、平成12年に設置された市長の諮問機関でございまして、現在13名の委員で構成されております。

先ほど司会から話がありましたように、皆様方の委員任期は、昨年11月1日から2年間となっておりますので、よろしく願いいたします。

さて、人権を取り巻く状況を見ますと、少子高齢化、また、地域でのつながりの希薄化、グローバル化、インターネット・SNS等のICTの社会への急速な普及等、社会の変化は非常に目まぐるしくなっております。一方で、高齢者や子ども、女性、障がい者への虐待や暴力、インターネット等での誹謗中傷、差別的な書き込み、外国人へのヘイトスピーチといった課題も、複雑多様化してきている状況がございます。このように社会状況の変化の目まぐるしい中、昨年11月には、「2025年日本国際博覧会」、いわゆる「大阪・関西万博」の開催が決定いたしました。また、今年6月には、G20サミットが開催されるなど、国内外から注目を集めている大阪市が、今後とも時代に対応した人権行政を進めていくためにも、委員の皆様から広く意見を頂戴いたしまして、今後の取組みに活かしてまいりたいと考えております。

本日は、人権行政推進計画に基づく平成30年度の取組状況や、個別課題として、(仮称)多文化共生指針の策定並びに犯罪被害者等の支援につきましてご説明申し上げたいと思っております。限られた時間ではございますが、皆様から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますがご挨拶といたします。本日はよろしくお願い申し上げます。

○**廣原人権企画課担当係長** それでは、これより議事に入ってまいりたいと存じます。議事の進行は、本来ならば会長に担っていただくところではございますが、本日は委員の皆様方の就任後初めての審議会のため、会長が決まっておりませんので、私が引き続き進行させていただきます。

それでは、次第に従いまして議事を進めてまいります。

議題(1)「会長及び会長代理の選任について」でございます。会長の選任は、大阪市人権施策推進審議会規則第2条第1項により、委員の互選により定めることとなっております。委員の皆様方、ご意見ををお願いします。

○**高山委員** 高山でございます。ただいま事務局からお話がありました会長につきまして、今回、委員に再任され、前期会長代理をされておりました山西委員が適任かと存じま

す。

山西委員を会長に推薦させていただきたいと思います。ご審議よろしくお願ひいたします。

○**廣原人権企画課担当係長** ほかにご意見はありませんでしょうか。山西委員を会長にというご意見がありました、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

○**廣原人権企画課担当係長** ありがとうございます。異議なしの声がありました。それでは、本会議の会長は、山西会長にお願いすることといたします。

恐れ入りますが、山西委員は会長席へお移りいただきますようお願いいたします。

それでは、山西会長から一言ご挨拶をいただきたいと思います。

○**山西会長** 皆さん、おはようございます。会長に選任されました山西でございます。よろしくお願ひいたします。

私は弁護士をして今年で32年目になります。前期も会長代理としてこの審議会にかかわらせていただきました。LGBTの問題であるとか、それから入管法も改正されました。さらに働き方改革のさまざまな改正も行われています。日本国内、そして国外、国際的にも、さまざまな人権問題がいろいろ吹き出してきております。そうした中で、この大阪市の審議会において、いろいろな角度から皆さんと意見を交換しながら、まさに大阪市の人権施策の推進に有意義な意見を提言できたらと思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○**廣原人権企画課担当係長** ありがとうございます。

続きまして、審議会規則第2条第3項の「会長に事故があるときはあらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する」に基づき、あらかじめ会長代理の指名が必要ですので、会長から会長代理を指名していただきます。

○**山西会長** 三成委員にお願いしたいと思っております。

○**廣原人権企画課担当係長** ありがとうございます。三成委員には後ほどお伝えし、ご挨拶いただきたいと思ひます。

以降の議事の進行は山西会長にお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○**山西会長** それでは、お手元に第38回大阪市人権施策推進審議会次第がございますので、それに従いまして議事を進行させていただきたいと思ひます。

議題(2)の大阪市人権行政推進計画に基づく平成30年度の取組状況につきまして「ア」の「人権が尊重されるまち」指標について事務局から報告をお願いしたいと思ひます。

○**姫野人権企画課長代理** 人権企画課長代理姫野です。

私のほうから「人権が尊重されるまち」指標平成30年度版(案)につきましてご説明させていただきます。

資料1をご覧ください。まず表紙を1枚めくっていただきまして「はじめに」をご覧ください

ださい。4段落目「さらに、大阪市が」という部分ですけども「人権が尊重されるまち」指標につきましては、大阪市が「人権が尊重されるまち」に近づいていると市民に実感してもらうための「道しるべ」として、平成23年度から毎年度改訂しているものでございます。本市として、人権尊重の視点から重点課題としている10項目の人権課題の現状認識、その解決に向けた方向性と取組についての推移や現状を示す延べ65個の指標で構成しており、現状数値につきましては、現時点での最新の数値を反映させております。

指標は、本市の各施策、事業の取組状況の推移や、各計画の目標などを市民にわかりやすく数値化したものですが、この数値を上げれば終わりということではなく、各課題の担当部局におきましては、この最新の数値を点検、評価し、課題解決に向けた今後の方向性や目標などのPDCAサイクルを行っております。

内容が多岐にわたっておりますので、基本指標を中心に、ここ数年の経年変化も紹介しながら、ご説明を申し上げます。

それでは、2ページの「基本指標」でございますが、「基本指標」とは、毎年実施してまいります市政モニター調査の結果をもとに、経年比較をしたものでございます。ここでは「人権に関心がある」、「大阪市は市民一人ひとりの人権が尊重されているまちである」と答えた市民の割合は、ほぼ横ばいで推移をしております。

次に、4ページの「女性」でございます。5ページに基本指標がございますが、基本指標については、男女がともに、仕事、家事、地域活動に参加し、個性、能力を発揮できるまちと思う市民の割合は、市政モニター調査の結果は少し高くなってございます。

次に6ページの、固定的な性別役割分担意識における「男女共同参画に関する状況」といった個別の指標について説明させていただきます。「個別指標」とは、各課題を所管する担当部署におけます各施策の基本計画や目標、調査結果などをもとに、現状数値と目標や状況の推移を示したものとなっております。「男女共同参画に関する状況」に戻りますと、項目の2つ目に、男性は家庭生活・地域よりも仕事に専念もしくは優先させるほうが望ましいとした平成29年度の調査の結果では、女性の回答が、平成32年度の目標よりも20ポイントの開きがございます。

また、7ページの「DVに関する状況」におきましては、「配偶者暴力相談支援センターの認知度」について、年々高くなってきておりますが、目標よりは約28ポイントの開きがございます。

次に8ページの「こども」でございます。現在マスコミ等でも報道され、社会問題となっております児童虐待について、9ページの上にもございますように、市長を委員長といたしました「児童虐待防止体制強化会議」を昨年7月に立ち上げ、関係機関と連携をして児童虐待防止体制のさらなる強化に現在取り組んでおるところでございます。

10ページの基本指標では、「こどもがいきいきと暮らせるまちである」は少し低く、「子育て家庭が安心して産み育てられるまちである」は少し高くなっております。

○廣原人権企画課担当係長 説明の途中でございますけれども、三成委員がお越しになら

れましたので、ここでご挨拶をいただければと思います。三成委員、お願いいたします。

○三成委員 奈良女子大学の三成でございます。緊急の用事がございまして、会議に遅れまして申しわけございませんでした。

先ほど会長から、会長代理にご指名いただいたということで、精一杯務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○廣原人権企画課担当係長 ありがとうございます。では、説明を続けさせていただきます。

○姫野人権企画課長代理 次に12ページの「高齢者」でございます。13ページの基本指標では、「高齢者が安心して暮らせるまちである」、「高齢者が社会参加し、生きがいを持てるまちである」、どちらも平成26年度から年々高くなってございます。

次に15ページの「障がいのある人」でございます。下から3行目に、「不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供」などを定めた、いわゆる「障害者差別解消法」が平成28年4月に施行されました。16ページに基本指標がございますが、「障がいのある人が就労の機会に恵まれ、自立した生活を営めるまち」は、平成26年度から年々上がっておりまして、「障がいのある人がさまざまな生活相談ができ、安心して生活を営めるまち」は、少し高くなっている状況でございます。

次に19ページの「同和問題(部落差別)」でございます。平成28年12月に、いわゆる部落差別解消法が施行されました。20ページの基本指標では、「同和地区を理由に住居や学校を選択する際に避けたり、同和地区出身者が結婚、就職などで不利になることはない、差別のないまち」と思うかについて、平成26年度より年々高くなっておりましたが、今回2.6ポイント低くなってございます。また「差別事象の認知と相談件数」は、減少傾向にございます。

22ページの「外国籍住民」は、後ほどの議題ともなっておりますので、ここでは省略いたします。

次に、25ページの「個人情報の保護」でございます。26ページに基本指標がございまして、「事業者が持つ市民の個人情報が保護され、適切に取り扱われているまちである」、は、少し高くなっている状況となっております。

27ページの「犯罪被害者等への支援」につきましては、これも後ほどの議題ともなっておりますので省略いたします。

次に、29ページ「ホームレス」でございます。30ページの基本指標では、「自立して再び地域社会の中で生活を営めるまちである」が、平成26年度から年々高くなっておりません。

次に31ページの「LGBTなどの性的少数者」は、後ほどの議題になるので省略いたします。

33ページの「人権行政の推進」でございますが、34ページの「(1) 人権啓発・相談の取組み」は、これも後ほど説明がございまして省略いたします。

次に、36 ページの「(2) 人権行政の担い手づくり」と 37 ページの「(3) 人権の視点からの行政運営の推進」は、全庁的な人権行政の推進に向けた取組みを紹介しております。

本日の審議会においていただきましたご意見を踏まえまして、来月 3 月に、平成 30 年度版指標の公表に向け、作業を進めていきたいと考えておりますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○**山西会長** ありがとうございます。ただいま事務局から「人権が尊重されるまち」指標（案）についての説明がありました。ご意見、ご質問等、ございませんでしょうか。

それでは、事務局の説明のとおり、今後取り組んでいただくようお願いいたします。

引き続き議事を進めさせていただきます。議題（2）の「イ 人権啓発の取組みについて」及び（2）の「ウ 人権相談の取組みについて」、事務局から一括でご説明していただき、その後、質疑を受けます。では事務局、説明をお願いいたします。

○**藤田人権啓発・相談センター所長** 人権啓発・相談センター所長の藤田でございます。私のほうから、平成 30 年度大阪市人権啓発・相談センターにおけます啓発事業の取組みについて、ご説明させていただきます。

それでは、資料 2 をごらんください。

最初に 1 ページ目の「地域密着型市民啓発事業」ですが、これは地域に根ざした啓発の担い手といたしまして活動いただいております人権啓発推進員、全市で現在 771 名おられますが、こちらの方を対象とした各種の研修でございます。各地域におけます人権啓発の一翼を担っていただく人材の育成をめざす事業となっております。

人権啓発推進員と申しますのは、平成 30 年 4 月より、新たに「大阪市人権啓発推進員制度実施要綱」を定めまして、本市の制度として創設いたしました。主な内容といたしましては、1 つ目といたしまして、行政委嘱として市長名による委嘱。2 つ目といたしまして、定数は各小学校区において 1 名以上を区長の権限で設定していただく。3 つ目といたしまして、人権啓発推進員としての役割を、本市が行う人権啓発事業の運営、その他市民に対する人権啓発に関する業務、それと人権に関する問題、または市民からの相談を区役所その他の関係機関、相談窓口等に取り次ぐ業務ということで、全市統一した要綱で明記したことでございます。

平成 30 年度の取組みといたしましては、この表の中に書いていますように、新任の推進員を対象といたしました研修を初めとした 4 つの研修、それと最後に書いています、人権教材等の提供となっております。特に、表中の 4 つ目に記載の、全推進員対象の情報共有等を目的とした研修は、推進員から、他の区で行っている取組事例について情報の共有を図ってほしいという声が多かったことがありまして、平成 28 年度より新たに実施しているものでございます。

次に 2 ページをご覧ください。「市民啓発広報事業」ですが、さまざまな媒体等を活用しまして、市民に人権問題への理解を深めていただくよう広報を行うものです。

最初に、「啓発資料作成・増刷及び啓発映像ソフトの購入」ですが、適宜、有効な資料を購入し、配布、貸出しを行っております。利用者アンケートを参考にしながら、LGBTをはじめ、セクシュアルハラスメントやDVなど、新たなジャンルも含めて購入しております。

平成30年12月現在、貸出し実績といたしましては、貸出し本数が880本、述べ2万3,782人の方に視聴をいただいております。

次に3ページ、人権啓発情報誌であります「大阪市人権だよりKOKOROねっと」の発行です。昨年度に引き続きまして、若年層や地域レベルでの人権の取組みを掲載するなど紙面内容の充実を図るほか、ICTを活用しまして、読者層の裾野を広げるよう取り組みました。年3回の発行といたしております、125か所の本市への関係施設、あと140か所のOsaka Metro地下鉄駅等での配架をしております。

本日お手元に、今年度発行いたしました3つの号をお配りしておりますので、ご覧ください。この中で、特に2月発行の小学生向けのいじめを題材といたしました4ページの特別号を、4万部作成しております。これは平成28年度からの取組みで、本市の約300校の市立の小学校、約1万9,000人の6年生児童を対象として、配布はもとより、各学校の授業や校外学習、校外活動の教材として活用していただいております。

昨年度の取組みの状況といたしましては、各学校のアンケート結果によって、道徳の授業やホームルーム等で活用していただき、「イラストが子どもにわかりやすかった」等おおむね高評価をいただいております。ただ、少数意見ではございますが、「このようなりフレットでいじめ問題が解決されるとは思えない」、「マイナス面を目立たせる資料は逆効果である」、「もう少し低学年、下の学年に適しているように思いました」といった意見もいただいております。

今後、小学校高学年に向けた人権課題としては、やはり多くの子どもたちが昨今利用しておりますパソコン、携帯、スマホにおけるインターネット及びSNSを悪用した人権侵害についてという回答が約90%ございました。現場の先生方の関心が高いということが結果として出ております。

次に4ページの「LGBT等にかかる人権啓発広報事業」ですが、こちらは市内中学校と協働しましてワークショップを開催し、LGBTなどの性的少数者の人権と、インターネットを悪用した人権侵害についての参加者相互の認識や課題の共有を行い、人権意識を高める取組みでございます。具体的には、生野区の市立勝山中学校2年生の生徒49名と、LGBT当事者12名とともに、人権にかかる授業としてワークショップを実施いたしました。その様子をDVD化して、今年度中に市内の中学校や、教職員の研修用の教材として配布する予定でございます。また、市民啓発にも活用する予定でございます。

次に、「参加・参加型事業」でございます。市民が主体的に人権を学ぶ機会を提供することを目的としておりまして、とりわけ人権への関心が低いと言われる若年層を対象に、人権意識の醸成を図ることとしております。

最初に、「人権に関する作品募集事業」ですが、人権に関するキャッチコピーを募集いたしましたして、優秀作品をさまざまな人権啓発の広報、印刷物等に活用するとともに、各区の人権啓発事業に活用していきます。

次に、「人権の花運動」、あと、Jリーグセレッソ大阪との連携・協力事業ですが、こちらは大阪市と大阪法務局、大阪第一人権擁護委員協議会等で構成いたしております「人権啓発活動大阪地域ネットワーク協議会」での連携事業でございます。これは、全国一斉に国の基本方針に沿って実施されておまして、引き続き実施してまいります。

次に、6ページの「企業啓発推進事業」ですが、これは市内の企業・事業所等におけます人権啓発や人権研修への支援を行う事業です。より効果的な研修内容となるようテーマや講師選定を行うとともに、参加者の拡大につなげるものとしております。

平成28年12月に公布、施行されました部落差別の解消の推進に関する法律や、女性活躍、LGBTなど、今日的な人権課題をテーマとした講演会を実施しております。

最後に、本日資料には添付しておりませんが、各区役所においても5月の憲法週間、区民まつり、12月の人権週間、1月の成人の日など、年間を通じましてさまざまな啓発事業に取り組んでおります。また事業手法も、講演会、街頭啓発、映画会、研修会、セミナーなど、集客性を高めるため各地域の特性に応じてさまざまな工夫を凝らしております。

続きまして、資料3をご覧ください。人権啓発・相談センターにおけます人権相談事業の取組みについてご説明いたします。

相談事業は、事業委託により専門相談員を配置して実施しており、平日夜間だけではなく、日曜・祝日にも窓口対応を行っているほか、区役所への出張相談や弁護士相談、さらに他の専門相談機関と連携して、解決、支援等に当たるなど、より相談者ニーズに応じた相談体制としております。

相談方法は、電話・面談・ファクス・手紙に加えまして、平成29年度より電子メールによる相談も開始しております。

平成30年度の取組みですが、複雑多様化しております人権相談に対応し、実効性のある人権侵害の早期発見・救済を進めていくために、当センターの相談窓口の認知度向上を図りまして、また、市民に身近な区役所におけます人権相談機能の充実及び専門相談機関等とのネットワークの充実に向け、取り組んできました。

まず認知度向上に向けての取組みですが、「当センターの存在を知っているか」という問いに「知っている」と答えた人の割合は、平成30年10月に実施しました市政モニター調査では30%を目標として取り組みましたが、結果として18.8%という数字でした。また、そのうち、「人権侵害を受けた場合、当センターに相談しますか」という問いに答えた人の割合は、50%を目標として取り組みましたが、47.3%という結果でした。

「今年度の取組み」につきましては、「(1) 人権相談窓口の認知度向上に向けた取組み」としまして、「ア」から「オ」に記載しておりますが、特に「イ」に記載の「全ての世代において利用率が高いLINEなどのSNSを活用した情報発信」といたしまして、

カード型加入登録広報物を大阪市立の小学校 6 年生と中学校 3 年生、約 4 万人の保護者に配布いたしまして、LINE@の登録件数を新規 100 件以上として取り組んだ結果、12 月現在、新規登録が 305 件となっております。

次に「(2) 満足度向上に向けた取組み」は、相談者アンケートで、「相談が役立った」、「どちらかといえば役立った」と答えた人のうち、「解決につながる具体的な方策が得られた」、また「問題の整理を図ることが実感できた」と答えた人の割合が、今年度 73%以上という目標に対して、12 月末現在ですが 82.8%という数字が出てございます。

次に「(3) 区役所における人権相談機能の充実に向けた継続的な取組み」としましては、ケーススタディの事例研究内容の充実や、区役所担当者のスキルアップを図るための相談担当者研修会を開催いたしました。

次に「(4) 専門相談機関等とのネットワークに充実に向けた取組み」といたしましては、関係会議の開催によります体制の連携強化を行うとともに、相談案件を通じた NPO 団体等との連携の充実を図っています。

続きまして項番 3、平成 30 年 12 月末現在の相談実績についてですが、こちらは電話・面談等による相談実件数が 2,292 件、ひと月平均で 255 件となっており、平成 28 年度から年々減少しております。

また、相談内容を課題別に分けた課題別件数は 3,558 件となっております。これは 1 つの相談で複数の課題に関する相談があるため、課題別のほうが実件数より 1,266 件多くなっております。

課題別相談内容の主な特徴といたしましては、障がい者に関する課題が 36.1%と最も多くありまして、福祉サービス支援機関への不満でありますとか、地域や家族から孤立しているなどの日常生活におけますさまざまな不安による相談とともに、平成 28 年度に障害者差別解消法が施行されたことに伴いまして、障がいをお持ちの方の課題意識がさらに高まったということも要因の一つとして考えられます。

その他の項目を一番下に掲載しておりますが、こちらが 24.7%と数字としては高いのですが、これは欄外にその他の内訳を示しているとおりで、頻回相談者からでありますとか無言電話、相談内容の不明瞭なものや、行政に対するさまざまな不満や苦情も含んでいるため、件数が多くなっております。この中で、特に今年度啓発に力を入れております L G B T に関する課題の件数ですが、平成 28 年度は 10 件でございました。平成 29 年度は 23 件、今年度は 12 月末現在で 115 件と大幅に増加しております。

以上でございます。

○山西会長 ありがとうございます。ただいま事務局から「人権啓発の取組み」及び「人権相談の取組み」についての説明がありました。委員の皆様、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○和田委員 2 点お伺いしたいと思います。

1 点目。大阪市人権啓発推進員についてお尋ねいたします。700 人余りいらっしゃると

ということですが、それぞれの方々、ご自身の地域でどのように活躍されているのか、もう少し具体的に教えてください。

2点目。2ページに、DVDをはじめいろいろな映像ソフトの貸し出しを行っているということですが、貸し出し先について、どのような方がご利用されているのか、もう少し具体的に教えてください。

以上です。

○山西会長 事務局、お願いいたします。

○藤田人権啓発・相談センター所長 まず1点目の人権啓発推進員の活動と申しますか、活躍内容というのは、基本的には区役所におけます人権施策をともに、一緒に活動していただくという位置づけになってございまして、それは24区それぞれ具体の取組みでありますとか事業がさまざまですので、ここで一概には言えないですが、例えば区役所の区民まつりで人権のブースやコーナーを設置したときに、そちらで区の職員と一緒に啓発の物品を配布いただくとか、啓発活動をしていただくとか、あと、区の人権の学習会とか研修会を催されるときに、運営側として一緒に受付ですとか、こういった内容を進めていくとか、そういったことを区の職員と一緒にあったり、あるいはそれぞれその推進員の方だけで、自分たちでこんな活動すればよいのではないかとということで、企画立案されて運営されるという形がございまして。

2点目のDVDの貸し出しですが、こちらは延べ2万3,000人ですが、多いのが企業の社員研修に使う題材として、お借りいただくというのが、圧倒的に多いと思います。市民の方が個人で借りられるというのは、数的にはかなり少ないと思います。やはり多人数の集まりでありますとか、学習、研修会のために借りられることが多いです。以上です。

○山西会長 どうぞ。

○辻川委員 和田委員からのご質問について、市のほうからご説明があったかと思いますが、さらに補足をさせていただきます。

私自身、淀川区で活動しております。特に淀川区の中では、中学校、また小学校に人権教室の依頼がないか調査をいたしまして、年間にいたしましたら3件、4件、中学校や小学校から依頼がございまして。そこで、その校区の推進員が出向いて、出前講座を行います。ただ、推進員につきましても、経験年数などスキルの問題もございまして、その場合、他の校区の者が出向いて、その中学校で、LGBTでありましたり、さまざまな人権課題に関しての講座を開いているというところがございます。

今年度におきましては、小学校から申し出がありましたので、私も出向いて人権教室を開かせていただいた経過がございます。

○和田委員 ありがとうございます。

○山西会長 その他、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

○鈴木委員 前期から引き続き委員としてお世話になっております、鈴木と申します。私、

京都府立大学の京都地域未来創造センターという学内シンクタンクにおりまして、府内の自治体や地域のいろんな地域運営組織なんかの研究をしています。それから、もともとは20年くらい大阪市、京都もそうなのですけども、外国人支援であったり、多文化共生のNPOであったり、コミュニティシンクタンクの研究員をしております、どちらかという地域に入っているいろいろな調査をしたり、事業を組み立てたりを今もしております。

今回、2つほど意見と、あと質問をさせていただきます。

1点目は、この審議会自体が人権施策の進捗管理をしていると理解をしていますが、その中で、やはり指標のつくり方、前回も申し上げたのですが、質的といいますか、意識調査を施策の進捗の指標にしているところがありまして、これはもう少し、もちろん意識調査も一つの指標ではあるんですけども、具体的に何をこの事業によって成し得たかという量的な、客観的な指標も、ぜひ今後まぜていただければというのが1点目の意見になります。

2点目は、これは質問になるんですけども、相談内容の分析に関してです。自治体のこういった相談機能を持たれているセンターにおいては、やはり相談内容を分析していきながら、それを施策に活かしていくというサイクルが非常に重要になるのですが、その中で、今回いろんなテーマ別の相談内容を出していただいています、例えば年齢別であったり性別、LGBTの方もおられると思うので、性別ってどういう分け方をするかというのはあるんですけども、もう少し具体的なクロス集計を実際現場ではされているのか、あるいは、そういった分析もされているのか。で、もし出せるのであれば、こういった審議会でももう少し詳細なところを出していただくと、次の施策なり、啓発につながるのかなと感じています。

こういった相談機能と啓発機能を持たれている独立したセンターを持たれているところはなかなか少ないと思いますので、そういった利点をぜひ活かした形で進めていただければと思うんですけども、相談内容の分析についての現状、いかがでしょうか。

○山西会長 事務局から、お願いいたします。

○藤田人権啓発・相談センター所長 人権相談の内容は、件数の98%以上は電話なんですね。加えて匿名なんです。ですから、今、委員がおっしゃったように、年齢とか性別というのはお答えいただいている方については拾っているんですけども、答えたくない方が結構おられまして、今、挙げています実数の2,292人に対して、どれだけ今、拾えるかというのが、即答できる資料を持っていないです。はっきり何%ぐらいがお答えいただいているか、わかりません。

先生がおっしゃっている、ある程度お答えいただいている方につきましては、年齢とか性別とか拾っておりますので、クロス集計ができるか分析してみまして、今後そういった資料ができるか検討してまいりたいと思います。

○鈴木委員 ありがとうございます。もちろん匿名ですので、大まかな傾向ということでしか多分把握はできないと思うんですけども、例えば若い人たちからの相談が増えてきた

ということであればLINEの認知度、PRの結果とも捉えられますし、そういった捉え方もされてはどうかというコメントです。

○藤田人権啓発・相談センター所長 ありがとうございます。

○山西会長 あと、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

○姫野人権企画課長代理 1点、指標の関係でご発言がございましたので、お答えさせていただきますと思います。

○山西会長 どうぞ。

○姫野人権企画課長代理 基本指標は先ほど申し上げましたように、市政モニター調査となっています。この指標は、平成23年度から毎年更新をしており、市政モニター調査は平成24年度から2年ごと、平成28年度からは毎年実施しております。

一つの数字として、これだけ毎年こういう経年変化を見られる市政モニター、これは公募という点もあるんですけども、あと5年に一度、人権の意識調査というのをやっています、これも全般にわたる調査になるのですけども、これもスパン的には5年に一度ということで、直近の意識が測れるという部分でいってもなかなか難しい部分がありまして、それに加えて、どこまで客観的指標と言えるかわかりませんが、個別の指標を各所管部局に出していただいています。基本的にはこれとあわせた形ということで、担当部局においては、それぞれの施策を進めることにしておりますので、いずれにしても意識調査だけというご指摘、課題としては認識しておりますので、そのあたり、また個別の指標ともあわせて、今後また具体の検討ということもやっていきたいと思っております。

○山西会長 そのほか、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

それでは事務局のほうで引き続きただいまの意見等も参考にしながら、人権啓発、それから相談の取組みの着実な推進をお願いいたします。

引き続き、議題(2)「エ 多文化共生の取組みについて」事務局のほうから説明をお願いいたします。

○堀田多文化共生担当課長 多文化共生担当課長の堀田と申します。

資料4、「平成30年度 多文化共生にかかる主な事業」をご覧ください。一覧表にして、分野ごとに事業をまとめております。

まず「情報提供・相談の多言語対応」でございます。外国語対応は、英語、中国語、韓国朝鮮語での対応が中心となっております。個別の事業についての説明は省略いたしますが、種別といたしましては、1行目の「広報事業」のように、外国語に翻訳したものを情報提供する事業、そして2行目の相談事業のように、トリオフォンという三者通話ができる電話を使った通訳の事業、それと3行目のように、通訳者派遣をする事業に大別できます。あと、細かいところはまたご覧いただければと思います。

次のページに移っていただきまして、「地域交流・人権啓発」につきましてご説明申し上げます。こちらは、区役所などで開催される事業が中心でございます、わかりにくいものが1点ございますので、そこをご説明させていただこうと思っております。

「地域交流・人権啓発」の一番下のところに、次のページにまた移りますが、「やさしい日本語」による新たなコミュニティづくり（生野区）というのがございます。こちら、「やさしい日本語」とは、難しい単語や文法を使わない、日本語があまり得意でない人にも比較的わかりやすい日本語のことでございまして、生野区では、「やさしい日本語」からつながろうという取組みを進めております。この「やさしい日本語」を使う協力店舗や事業者を募りまして、それを落とし込んだマップづくりですとか、「話して、食べて、つながろうコミュニティイベント「タタミトーク」」といったイベントを開催しまして、外国人と日本人が「やさしい日本語」で会話を体験する、そういった催しを開催しております。その他、区の人権啓発事業は、その時々において取り上げるテーマが異なりますので、平成 30 年度に関しましては、記載の区におきまして、多文化にかかる事業が実施されたのご理解ください。

次の、「留学生支援」につきまして、主として取り組んでおりますのは、住宅供給事業がございます。ちなみに就職支援などはハローワークで取り組まれておりますので申し添えさせていただきます。

「教育」につきましては、具体的な事業が多岐にわたりますので、説明させていただきたいと思っております。なお、ここで「外国にルーツを持つ児童生徒」とさせていただいておりますのは、国籍は日本であるが母語、母文化が外国といった児童生徒もおりますので、このような表現としております。

「日本語指導協力者派遣」とは、小学校 3 年生までが、通常の授業から取り出して別の教室で日本語を学ぶため、指導者を週 2 回派遣する事業でございます。

次の、「帰国した子どもの教育センター校」は、4 年生以上が、大阪市内小学校 5 校、中学校 5 校に設置しております、そのクラス、「センター校」と申し上げておりますが、そこに週 2 回通学しまして、日本語指導を受けております。

ちなみに、日本語指導が必要な児童生徒が 1 名以上在籍している学校は、大阪市内全体の 5 割を超えております。

次の「国際クラブ」といいますのは、教育課程内のクラブの取組みでございまして、こちらは指導する講師を派遣し、外国にルーツを持つ子どもが母語や母文化を学んでおります。

次の「通訳者派遣」は、進路指導ガイダンスなどの場合は、保護者への対応も必要となるため、通訳者を派遣している事業です。

最後、「多文化共生教育相談ルーム準備室」は、平成 30 年度に新たに発足した組織でございまして、学校からの文書を「やさしい日本語」に翻訳することですとか、外国人の保護者あるいは教員からの教育相談に応じております。

次の「識字推進事業（日本語教育支援）」でございまして、こちら、大阪市が関与しております日本語交流事業は、市内 51 か所ございます。いずれも基本的にはボランティアの方が学習者とペアを組んで、会話や文法の学習を支援しているといった内容となっております。

ります。日本語を学んでおられる学習者の方は流動的ですが、大体七、八百人程度おられます。

次に「国際交流センター」についてご説明申し上げます。ページをめくっていただきますと、「国際交流センター事業」として書かせていただいておりますが、大阪市の外郭団体で、このようなさまざまな事業を開催しております。個別の説明は割愛させていただきますが、文化交流的な事業から日本語教育支援、あるいはこどもの学習支援活動、それから災害時に多言語で情報提供する多言語支援センターの業務などがございます。

最後に「推進体制」としてしておりますのは、行政組織内部の取組みでございます。職員研修ですとか、個別課題に関するワーキング、この「区役所部会」というものがワーキングでございます。そういったものを実施しております。

以上でございます。

○**山西会長** それでは、「多文化共生の取組み」に関してご質問、ご意見ございますでしょうか。この問題については(3)の個別の課題についても取り扱いますので、またご意見がありましたらお願いいたします。事務局で引き続き「多文化共生の取組み」についてよろしくをお願いいたします。

続きまして、議題(2)の「オ LGBTなどの性的少数者にかかる取組みについて」、事務局から説明をお願いいたします。

○**森人権企画課長** 人権企画課長の森でございます。私のほうから、資料5に基づき「LGBTなどの性的少数者にかかる取組み」につきまして、大きく今年度の取組み状況と、それから現在の課題、対応につきまして、ご説明を差し上げたいと思います。

まず「I 平成30年度の取組状況」でございまして、主な取組みについてご説明を申し上げます。

まず、「1 LGBTなどの性的少数者」の方々、以下、資料上は「LGBT」と表記をさせていただきますけれども、LGBTに対する理解の促進です。

「(1) 職員の理解促進」でございましてけれども、2本の柱、職員研修の実施と、認知度等の職員に対する調査ということで、平成28年度から目標を立てて、取組みをしております。下の枠内に、これは管理者層に限られておりますが、人権問題研修でのアンケートの結果を載せております。認知度、理解度ともに、平成28年度に立てました平成30年度の目標をクリアはいたしております。係長、係員層につきましては、平成29年度の段階で、目標数値は共通なのですけど、達成できていない項目がまだございますが、平成30年度の係長、係員層の数字がまとまってまいりますのが年度明けになり、現在は数字が間に合っておりませんので、管理者層だけを記載させていただいております。

続きまして、「(2) 市民・企業に対する啓発」でございまして。「大阪市LGBT支援サイト」というホームページを市のサイトの中に作成してございまして、ここにいろいろな情報を集めて掲載し、平成29年度から情報の更新をしております。

また、先ほど話題にも上がりました人権啓発推進員の皆様に対する研修、情報提供、ま

た企業に対する研修を人権啓発・相談センターのほうで行っておりますけれども、こちらにLGBTのテーマを設けて、企業の方に来ていただいて研修できるようにさせていただいております。

また、卓上にお配りしていますが、リーフレット「性の多様性について考えてみましょう」という、水色のものがあるかと思っておりますけれども、こういったものを区の行事などにおいて配布して、周知させていただくといった取組みをいたしてございます。

続きまして、「2 LGBTに配慮した取組み」でございますけれども、(1)としまして、当事者の方々に配慮した課題への対応ということで、大きく5点、今年度は進めてまいりました。

①ですけれども、他都市でも先行事例がございますが、パートナーシップの宣誓証明制度でございます。これを、大阪市におきましても7月から制度を開始しています。

2点目といたしまして、②ですが、これも卓上に置かせていただいておりますが、事業者向けに作成しております「多様な性のあり方を理解し認め合うためのガイドブック」でございます。事業者でLGBTの方の理解などに取り組んでいただきたい事項を記載したガイドブックを作成しまして、周知に努めてございます。これは10月に作成しております。

時系列で次に行きますけれども、3番目、市営住宅への入居資格、同居承認資格ということで、これもいわゆるLGBTのパートナーの方については、これまでは同居承認等を認めていなかったんですけれども、11月からパートナーシップ宣誓書受領証を受けられた方々につきまして、対象にさせていただくという取組みを行っております。都市整備局で進めております。

資料2枚目に行ってくださいまして、④でございます。LGBTリーディングカンパニー認証制度、これも要綱を卓上に置かせていただいておりますけれども、先ほどのガイドブックに書かれていた望ましい取組みとして記載している項目について、一生懸命取り組んでいただいている事業者等につきまして、星でランクをつけまして、三つ星、二つ星、一つ星ということで、取組みの内容を添えて申請を出していただきましたら、認証を行いますという制度です。こちらは1月からスタートをさせていただいております、現在申請受付中でございます。

5点目、これも今年発表しまして、実際に実施するのは来年度ですけれども、市職員につきまして、これも千葉市で先行事例がございますけれども、休暇の取得につきまして、4月1日から、結婚休暇や介護休暇といった休暇をLGBTのパートナーの方に対しても適用していくということで、これは人事室の取組みになりますが、進めるということでございます。

続きまして「(2) 相談対応」でございます。先ほど人権啓発・相談センターから説明ございましたけれども、LGBTにつきまして、強化相談日を設けて、相談対応を実施しています。あわせて、各区役所において人権相談窓口がございますので、ほかの人権相談と

同様でございますけれども、対応させていただいています。

これらを踏まえましてⅡの「課題と対応」、「LGBTに対する理解促進」でございます。職員の認知度、理解度向上に努めており、平成29年3月に行政窓口での対応手引きという職員向けの冊子をつくって、職員に周知をしてきましたけれども、その後2年間、新たな取組みを進めたり、いろいろと修正が必要なところも出てきておりますので、これを今年度中に改訂するという目下作業に取り組んでいるところでございます。

また、平成30年10月に実施した市政モニター調査、これも資料を卓上に置かせていただいていますけれども、性の多様性等にかかる理解度ですが、前年より若干低くなっています。世の中非常に多くの情報がでておりまして、PRすべきところはPRしないと理解度も上がってこないところもございますので、今後とも機会を捉え、しっかり市民の理解を深める取組みに努めてまいりたいと考えてございます。

そして、10月から始めましたガイドブックや、1月から始めましたリーディングカンパニー認証制度の周知・啓発、取組みの促進、これも引き続き働きかけてまいりたいと考えております。

2番目、「LGBTに配慮した取組み」でございますけれども、社会全体でのLGBT支援の取組みが広がるよう、リーディングカンパニー認証制度はやっているのですけれども、この認証の有無にかかわらずのところでもさまざまな取組みをされている事業者等は、認証とは別途、表彰する制度を設けてはどうかについて検討してまいりたいと考えております。

あと、人権啓発・相談センターにおきましては、引き続きLGBTについての強化相談日を実施していきたいと考えております。

学校における取組みでございます。これも引き続き児童、生徒への教育や教員への研修につきましても進めてまいりたいと考えてございます。

簡単な説明で恐縮でございますが、私からは以上でございます。

○**山西会長** ただいま報告がありました「LGBTなどの性的少数者にかかる取組みについて」のご意見、ご質問、ございますでしょうか。和田委員、どうぞ。

○**和田委員** 和田と申します。今までも、この場でご議論されてきたことかもしれないのですけれども、改めて説明をお願いします。行政が民間企業に対して認証制度あるいは表彰制度を設けることの意義について、教えてください。

○**山西会長** 事務局からお願いします。

○**森人権企画課長** 私どもLGBTの全庁的な取組みを本格的に進めてまいったのは平成29年からでございますけれども、当初は、いわゆる一般市民に対する啓発ですとか、そもそも職員が理解しないと進められないので職員研修、あとは、大阪市役所でできる申請書の性別記載欄の見直しですとか、市の施設の多目的トイレについて、どなたでも利用できますといった表示を行うなどの取組み。自分たちの手の届く範囲から始めたわけでございますけれども、LGBTなどの性的少数者の方々の実際の困りごとは、市役所のかかわり

の中だけで生じているわけではございませんで、やはりさまざまな民間企業で行われているサービスや、あるいは民間の施設での対応、あるいはいわゆる雇用者と被用者という関係になったときの取扱いなど、さまざまな課題を抱えておられるということで、やはり民間事業者にも何か訴えかけるような施策を進めていく必要があるだろうということでございまして、平成30年度につきまして、先ほどご説明しましたものにつきましては、民間事業者の取組みを促していく。これはパートナーシップの宣誓証明制度も含めて、そういった取組みを行って、いわゆる役所とのかかわりだけで生活しているわけではない当事者の方々が、より生きやすく、生活しやすくということで進めているところでございます。

○和田委員 ありがとうございます。

○山西会長 他にご意見、ご質問、ございますでしょうか。そうしましたら、引き続き事務局でこの問題についての取組み、よろしく願いいたします。

それでは続きまして、議題(3)の「個別の課題について」の「ア 大阪市多文化共生指針(仮称)の策定」について、事務局より説明をお願いいたします。

○堀田多文化共生担当課長 改めまして、多文化共生担当課長の堀田でございます。「大阪市多文化共生指針(仮称)の策定について」、ご説明申し上げます。資料は6-1から6-3まで、3つの資料で説明させていただきます。

多文化共生にかかります本市の指針といたしましては、平成16年に改定いたしました大阪市外国籍住民施策基本指針がございまして、この間、大きく状況が変化してまいりましたので、来年度中に新たに大阪市多文化共生指針(仮称)を策定することとしております。本日は、審議会委員の皆様方からご意見を頂戴したいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、取り巻く状況についてご説明させていただきますので、資料6-1「外国人住民人口の動向と課題」をご覧ください。

まず左上の1のグラフをごらんください。大阪市の外国人住民数は、平成17年をピークに、その後一旦減少傾向になりました。これは平成25年で下げどまり、以降、増加傾向が続いております。この平成25年から平成30年で約2万人増加しております。ですけれども、大阪は韓国・朝鮮籍の住民数は実は減少しておりますので、実際は、いわゆるニューカマーの方を中心に2万5,000人ほど増えているということになります。

昨年9月末時点で、外国人住民比率は5%となっております。ちなみに全国平均は約2%となります。直近の数字、12月末の外国人住民数が出ましたので、こちらで13万7,467人。1年間で6,000人ちょっと増えている形になります。

2のグラフをごらんください。年齢別で0歳から19歳までの外国人住民数に着目いたしますと、こちら平成26年以降、増加傾向にございます。こちらは、日本で生まれたこどももおりますし、家族帯同で新たに日本に来住したこどももおります。

3の「日本語指導が必要な児童生徒数」の推移でございまして、こちらこどもの増加と同じように増加傾向にございます。ここの日本語指導が必要な児童生徒の中には、日本

国籍を持つ児童生徒も含まれております。グラフは平成 29 年までですけれども、平成 30 年は全体でも 750 人を超えている状況でございます。

次の 4 に、「国籍別内訳」の円グラフがございます。経年の変化をつけておりませんが、実はこちら大きく変わってきております。前の大阪市外国籍住民施策基本指針を改定した平成 16 年当時では、韓国・朝鮮が 75% を占めておりましたが、現在は 5 割を切っております。ご覧のとおりアジア諸国からの来住者が大半を占めております。いわゆる日系ブラジル人、日系ペルー人などは大阪ではあまり多くないのが特徴でございます。

5 の表をごらんください。人数で見ますと中国・台湾の来住者が多くございますが、伸び率で見ますと次のベトナムの伸び率が非常に著しく、このベトナム人の増加といえますものは、全国的にみても同様の傾向にございます。

次の 6 の表でございますが、どのような目的で来住する人が増えているのかといったことで、在留資格別で並べております。「留学」が人数、増加率とも大きくなっております。この留学の学校の種別は出ておりませんが、近年、日本語学校に留学する外国人が増加しております。コンビニや飲食店などで働いている若い外国人の多くは留学生と言われております。

次の「技術、人文知識、国際業務」というものは、企業で働く外国人でございまして、いわゆる単純労働者ではございません。

その次の「永住者」は、他の在留資格からの切りかえですので、住民数の増加には影響はございませんが、いわゆるニューカマーと呼ばれる方々も一定割合で永住者として日本に生活の基盤を有していることが見てとれます。

「家族滞在」といいますものは、企業で働く外国人などが家族を呼び寄せる場合などにあたりまして、こちらも増加しております。

「技能実習」ですけれども、この人数比率的に申し上げますと、この数字は他都市と比べては大きくありませんが、やはり近年伸びている状況でございます。

このような状況の中、「7 多文化共生に係る主な課題」として、6 つの分野に整理してまとめております。この課題について若干説明させていただきます。

前回の審議会でもご意見がございました「防災」につきましては、多言語対応のほか、平時からの教育、啓発や防災訓練なども課題として考えているところでございます。

「教育」につきましては、日本語指導の充実ですとか、多文化共生教育の展開などを課題として挙げております。

次の「情報提供」は、対応言語の充実ですとか、ICT の活用に取り組む必要があると考えるところでございます。

「相談」も同様でございます。

「地域交流」でございますが、まずは居住地での人と人との関係づくりですとか、相互理解を進めることが重要であると考えているところでございます。

最後に「人権啓発」につきましても、理解や交流促進のほか、ヘイトスピーチへの対処

や人権相談の対応も掲げております。

いずれも、急増する外国人への対応は急務であると認識しているところでございます。

それでは次の資料に移りますが、資料 6-2「大阪市多文化共生指針（仮称）の策定について」をご覧ください。

先ほどご説明させていただきました現状認識及び課題認識のもと、平成 16 年に改定いたしました「大阪市外国籍住民施策基本指針」を全面的に改定いたしまして、新たに指針を策定することとしております。

この「1 新たな指針策定の背景」は、先ほどグラフや表の説明の中でご説明したことを総括的にまとめてございますので、ご一読いただければと思います。

4 目目に書いておりますように、外国人住民の受入環境の整備として、基本的な生活環境を整えるということだけではなく、外国人が日本人と共に社会を構成する住民であるという視点で、外国人と日本人が共生した多文化共生の社会づくりに必要な施策を総合的に推進していくということが重要になっていると考えているところでございます。

「策定スケジュール」ですが、4 月以降、関係部局、それから多文化共生にかかわる有識者の意見を踏まえながら、指針の検討を進めますとともに、地域コミュニティや外国籍住民の当事者それから支援団体あるいは労働団体や経済団体などからも意見を聴取し、秋から冬にかけて指針（案）を作成してまいりたいと考えております。パブリックコメントを実施し、平成 32 年 3 月、平成 31 年度中に指針を策定したいと考えております。

実は前回のこの外国籍住民施策基本指針は、外部委員による検討会議を 1 年かけて行いまして、その点を踏まえて策定していましたが、今回は行政各般にわたる関係部局でつくり込む過程で、直接さまざまな方からのご意見をいただきながらつくり上げたいと思っております。

「参考」としております四角囲みは、外国籍住民施策基本指針で掲げた 3 つの目標でございます。こちらは時間の関係上、説明は省略させていただきますが、ここに書いております目標をそのまま新たな視点で踏襲するものではなく、目標は再構成したいと考えているところでございます。

3 つ目の資料 6-3「大阪市多文化共生指針（仮称）のたたき台素案」としてまとめさせていただきますのでご覧ください。

こちらは、新しい指針の基本的な枠組み、それから現時点で想定している施策、事業を取りまとめたものでございます。今後の議論のたたき台として事務局でまとめたもので、まだ関係局とすり合わせをしたようなものではございませんし、また、枠組みにつきましても、本日の皆様方からのご意見ですとか、今後、有識者からのご意見などを踏まえて、内容についても変わっていく可能性がございますので、そういったこともご了承の上、ごらんください。

まず初めに、「共生社会の理念」として掲げております。こちらは、大阪市外国籍住民施策基本指針においても定義したものでございまして、その内容を引き継ぎたいと思ってお

ります。「共生社会とは、多様な価値観や文化を認めあう社会であり、国籍や民族、性別や出身などの違いを理由として不当な社会的不利益を被ることなく、一人ひとりが個人として尊重され、相互に対等な関係を築き、その持てる能力を十分発揮しつつ自己実現をめざして、社会参加できる創造的な豊かな社会です。」とさせていただいております。こういった概念を、大阪市多文化共生指針でも、目指す多文化共生のまちのイメージとして全市民的に共有したいなと思っているところです。

先ほどの資料で、現在の指針は人権、多文化共生、社会参加というそれぞれ異なる概念を並列的に並べて基本指針の目標としておりましたが、今回は多文化共生のまちづくりに必要となる要素を段階的に整理しております。それを、「まちづくりの目指す方向性」としておまして、まず、「誰もが安心・安全に暮らせるということを実感できるまちづくり」、それから、「誰もが社会に受け入れられているということを実感できるまちづくり」、最後に「誰もが社会参加できる力と意欲をもち、参加機会を実感できるまちづくり」としております。

まずは、安心・安全に暮らすという点に着目しました。外国人が安心・安全にということだけではなく、日本人にとっても、外国人の居住が地域のリスクや不安要因にならないようにしなければならないと考えております。左側の箱の部分は、施策の方向性をまとめております。情報が届かないことで行政サービスの提供に不平等が生じないように、情報の多言語化、それから文化習慣の違いによるトラブルを防止して、円滑に地域生活が営まれるよう、生活関連情報の情報提供の充実ですとか、相談窓口の充実を図ることとしております。右側に「重点的な取組み」、それと「その他具体的な取組み」とさせていただいております。重点的には災害時の多言語支援センターの整備やワンストップ相談窓口の整備、その他災害情報の提供ですとか防災学習会、「やさしい日本語」云々、そういった取組みなども進めてまいりたいと考えております。ここの段に関しましては、新たに来住する外国人の在留目的ですとか、ライフスタイルとか、そういったものの違いにかかわらず、全ての外国人にとって円滑に生活する上での基礎となる取組みだと考えているところでございます。

次の段階といたしましては、物理的に安全に生活できるということだけではなく、外国人が社会に受け入れられているという意識、あるいは日本人が外国人を受け入れているという意識を持つ、それが多文化共生のまちづくりにとって必要な段階ではないかと考えて、このようにしております。そこで、「社会に受け入れられていることを実感できる」ということをキーワードといたしました。実際、地域に外国人が住んでいても、住んでいるけれどもよくわからないですとか、よくわからないので不安といった、そういった声も上がっております。自然に任せれば地域社会が外国人を受け入れて共生ができるといったものではございません。隔離でも、同化でも、単なる混在でもなく、外国人と日本人が共存するためには多様な文化や価値観を認め合ことが重要と考えております。施策の方向性といたしましては、人権啓発の取組みですとか、文化の違いを活力ある地域づくりのた

めの資源と捉え、相互理解、共感を生み出す理解、交流の取組みを進めることを挙げております。この取組みは、外国人を対象にしたもの、日本人を対象としたもの、日本人と外国人両方を対象にしたもの、を想定しております。「重点的な取組み」で、「多様な主体との協働」としてしておりますのは、さまざまなステークホルダーと一緒に進めていくべきものであると考えることから、このような表現としております。その他、従来から実施している取組みのほか、地域では多文化共生を進めたくても手探り状態でございまして、助言や情報提供を充実していく必要があるのではないかと考えるところでございます。

次の段階といたしまして、共生社会の理念でうたっております、持てる能力を十分発揮しつつ社会参加できるといった、そこのフレーズに対応するものとして考えております。「誰もが社会参加できる力と意欲」それから「参加機会を実感できる」ということで、この社会参加を仕事の面と、それから市民活動や地域活動、その両面の領域でひとまず捉えております。日本語を学ぶということは、安心・安全のための基礎として捉えることもできますけれども、教育の最終的な目標は社会参加するためのものであると捉えますと、この力と意欲につながる日本語教育、あるいは母語、母文化を尊重した教育を進めることをここに置いております。参加機会としましては、地域社会への参加、それから経済活動への参加、その両方の側面から地域活性化の取組みの支援ですとか、留学生や専門技能を持った外国人材が活躍できる環境づくりを挙げております。日本語学習支援は大きな課題となっておりますので、次の「重点的な取組み」として挙げております。「その他具体的取組み」の中には、現在取り組まれているものもございまして、まだ取り組まれていないものも含めて、例に挙げております。

最後に、このような事業を確実に進めるためのしくみづくりが必要でございまして。具体的な事業を目標値により進捗管理する、事業の評価をする、そういったしくみづくりが必要と思っております。

また、多様なステークホルダーとの連携、とりわけ地域国際化協会、いわゆる国際交流センターですとか、日本語教育を展開している生涯学習施設との連携促進も必要と考えております。当然、ここには書いてございませぬけれども、区、局、横断的なさまざまな課題に対応するために、行政内の連携調整もより重要となってくると考えているところでございます。

私からの説明は以上でございまして。

○**山西会長** それでは、議題（3）の「ア 大阪市多文化共生指針（仮称）の策定について」、ご質問、ご意見でございますでしょうか。木下委員。

○**木下委員** 木下です。6-1の資料の6番目に、増加傾向にある在留資格と書いてあります。ここに留学とか技術云々と書いてあるのですが、永住者が増えております。先ほどの説明では日韓国朝鮮人は減少している状況であるというご説明がありましたけれども、どこの国の人らが、その永住目的は何なのか、もしわかっていたら教えてください。

○**山西会長** 事務局からお願いいたします。

○堀田多文化共生担当課長 ありがとうございます。この永住者、国籍の正確なクロスではございませんが、中国籍で永住者の方が多くおられます。もともとお仕事で来られ、日本に10年以上お住まいになられて、商売で来られた方もおられますが、そういった方が10年以上日本で仕事をされて、永住権を取っておられるケースが多くございます。

もともとの、いわゆる在日コリアンの韓国朝鮮籍の方は、この「永住者」ではなく「特別永住者」というまた別の資格がございまして、そちらの方が多くおられます。

あと、数はそう多くはないのですが、日系のブラジル人、ペルー人の方も、もともとは「定住者」という資格で日本に来ておりますが、こちらの方も10年以上日本に長くお住まいの方が、「定住者」から「永住者」の資格に切りかえている、そういった方がおられます。

以上でございます。

○山西会長 その他、ご質問。どうぞ、前田委員。

○前田委員 前田です。ご説明ありがとうございました。細かな点になるのですが、今いただいた資料の中で、「日本語指導」という言葉と「日本語学習」という言葉と「日本語教育」という言葉が混在しているのですが、これは何か使い分けは存在するのかを教えてください。質問の趣旨としては、現実の問題としては、外国人の方にもある程度、日本で滞在されるに当たって、日本語の理解がないと、いろいろ防災等の観点からも難しいというのは、それは現実の問題として否定はできないと思うのですが、言語的なアイデンティティを多少強制するようなニュアンスが政策の枠組み中に出てくると、国際的な基準では、過去に特定の言語の使用を強制するような政策をとっていた国で違反認定がされた例とかもありまして、もしかしたら他の国内法令で使われている用語との問題なのかもしれないのですが、その点、ご教示いただければと思います。

○山西会長 事務局からお願いいたします。

○堀田多文化共生担当課長 ありがとうございます。まず、「日本語指導」という言葉の使い方をしているところは、あくまでも学校現場の中での使い方限定しております。

「日本語学習」という言葉につきましては、学ぶ者の視点で使う使い方しておりますので、子どもに対しても使いますし、成人に対しても使います。

「日本語教育」ということは、今度は教える側の立場で言っているだけですので、「日本語教育」の資格を持っているとか、そういった言葉の使い方しております。

今、委員のご指摘をいただいて、その整理がきちっとできた表現になっているかどうか、改めて確認もさせていただきたいと思っておりますが、大阪市が識字・日本語交流事業で展開しておりますのも、正確に申し上げますと、「日本語学習」の場というよりは、あくまでも日本語を通じた交流をメインとしておりますので、そこで日本語の習得を最終的な目的としているところまでは実はいっていない現状がございます。

以上です。

○山西会長 前田委員。

○前田委員 大変わかりやすくご説明いただきましてありがとうございました。

ただ、やはり現実の問題として、今後、日本国籍を有していても外国にルーツを持っている方の教育を、現実の教育現場では多分日本語で授業をしているところに入ってきてただかざるを得ないという場合もあると思うのですが、いかにその人が使いたい言語、母国語で教育を提供できるかどうかというの、やはり一つの大きな課題になってくるのかなと感じました。

○山西会長 ほかにご意見、ご質問、ございますでしょうか。妻木委員、どうぞ。

○妻木委員 妻木です。資料 6・3 についてですが、見出しで「誰もが安心・安全に暮らせることを実感できるまちづくり」、下も同様に「実感できる」というのが繰り返されているのですが、中身を見ると、「実感できる」じゃなくて「安心・安全に暮らせるまちづくり」でいいような気がするのですが、その他、少し前の議題になりますが、市政モニターの報告書であったり、人権が尊重されるまち指標でも、いずれも「実感できる」ということがかなり強調されているのですが、その意味というか、そのあたりを説明いただけますでしょうか。

○山西会長 事務局からお願いします。

○堀田多文化共生担当課長 まだそこまで詰めたものではございませんで、今日、ちょうど審議会の K P S、K P I の考え方とところで、意識面なのか違うものなのか、そういったところともかかわってきますし、この目標値とか、そういったところともかかわってきますので、このもともとのキープフレーズの使い方自体も再考していこうと思っております。重要なお指摘だと思っております。

○山西会長 その他ございますか。どうぞ、佐々木委員。

○佐々木委員 佐々木です。先ほども言われましたけど、国で出入国の法改正が行われまして、外国のこどもたちもまたかなり入ってこられると思うのですが、先ほど前田委員から母国語の話もあったのですが、学校現場は、皆さんご存じだと思うのですが、先生が二重で授業を行ったり、かなり混乱している状態が続いているので、しっかりと教育委員会とも密に連携をとり合って進めていただきたいと思います。要望です。

○山西会長 他にございますでしょうか。

○鈴木委員 よろしいですか。

○山西会長 どうぞ。

○鈴木委員 鈴木です。14年ぶり、15年ぶりでしょうか、私もずっと現場でやっています、指針の改定について要望してまいりましたので、今回の指針の改定には非常に期待をして、また楽しみにしております。

やはりこの分野はナショナルミニマムと申しますか、国による最低限の制度保障がない領域で、自治体によって、あるいは大阪の場合は区によっても、格差、ばらつきが非常に大きい分野です。ですので、こういった形で全市的に何らかの形で、理念ではあるにせ

よ指針ができるというのは、非常に大きな前進かなと思っております。

その上で、これも要望といいますか、意見ですけども、2つありまして、1つは、大きなグランドデザインをどこまで描くかというところかなと思ってます。先ほどお話もありましたけども、12月末に国の総合的な対応策の1つ、案が出たのですけども、どうしても外国人支援というところに偏りがちで、どうやって、ともに地域をつくっていくかという共生の部分がやや弱い印象を持っています。その意味では、もう少し共生の地域づくり、具体的には地域福祉であったり、防災であったり、もっと言うと、外国人に対する意識、対外国人意識、ヘイトスピーチにも重なってくると思うのですけども、その部分を少しフォーカスしていくという方向もありますし、もう少し大きなグランドデザインを描くのであれば、やはり外国にルーツを持つ方々、外国籍の方だと多分5%だと思うのですけども、実は外国にルーツを持つ日本国籍の人を含めたらもっと多くなると思うのです。そういう人たちが担い手であったり、社会参画あるいはプレイヤーとして一緒に活躍していくという方向性、これは恐らく今後G20大阪サミットもありますし、大阪・関西万博もありますので、国際的にもそういったグローバルな視点を出すというのはかなりインパクトがあるのではないかなと思ってます。

ですので、どのぐらいのスケール感でこれから考えていくのが1つ、論点です。そして、実効性をもたせるためのしくみづくりも論点です。いろんな庁内、教育委員会、それから局同士をまたいでの連携、そういったものの庁内でのしくみづくり。あと、これをいろんな地域社会のステークホルダー、地域の団体であったり、企業であったり、大学であったりと、どう一緒にアップデート、進捗管理して、共同パートナーシップの視点で、よりよい地域社会なり参加者をつくっていくかという仕組みとの具体の落とし込みというのも論点です。例えば、今参加型評価であったりとか、プロセス評価みたいな指標も出てきていますので、安全・安心のための施策づくりを住民なりステークホルダーと一緒につくっていくということも、目新しいのかなと思ってますので、そのあたりも少し視野に入れてつくっていただければなと思ってます。

以上です。

○**山西会長** 今のご意見に対して事務局から、何かございますか。よろしいですか。

他に、ご質問、ご意見ございますでしょうか。続いて議事を進めさせていただきます。議題(3)個別の課題のイ「大阪市の犯罪被害者等支援について」、事務局より説明をお願いいたします。

○**古武共生社会づくり支援担当課長** 共生社会づくり支援担当課長の古武でございます。

それでは、資料7でございます。「犯罪被害者等支援について」ご説明をさせていただきます。犯罪被害者等の支援につきましては、国におきまして平成16年に「犯罪被害者等基本法」が制定されまして、それ以降、犯罪被害者等のための施策は進展をしてきているところでございます。大阪市におきましても、関係機関と連携を図りながら、犯罪被害者等支援にかかる取組みにつきましては、これまでから既存の福祉施策等を活用して実施

してきているところではございますが、このたび、犯罪被害者等の権利、利益の保護が図られる社会の実現に向けまして、一步踏み出して、本市として明確な方針を定めて、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進していくために、仮称ではございますけども、「犯罪被害者等支援条例」を制定していくことになりました。

それでは、資料に沿ってご説明をさせていただきます。まず左上段でございます。「犯罪被害者等支援に関する状況」でございます。

「国の状況」でございますが、平成16年12月に「犯罪被害者等基本法」が制定されまして、その翌年、平成17年には、いわゆる基本計画が策定され、平成28年には、それが第3次の基本計画までいっているところでございます。

そして、その基本計画の中で、国が地方公共団体に対して要請している主な事項ということで、ここに8つ挙げさせていただいております。そのうち、「総合的対応窓口の設置」でありますとか、「公営住宅への優先入居」につきましては、既に大阪市でも取り組んでいるところでございまして、そのほか、「犯罪被害者支援団体との連携」でありますとか、市民への「理解増進のための啓発」、心理的な相談でありますとか、区役所等の窓口における適切な対応については、もう今も既に実施をしているところであります。その中で、資料の中で下線を引いてございます見舞金制度など、給付金的なことは実施をしておりません。その下に書いてございます被害直後の居住場所の確保、いわゆる、わかりやすく申しますと一時的なシェルター的な住居の提供につきましては、これは今現在大阪府で制度を持っておられますので、そちらを活用させていただいているというのが現状でございます。

次に資料に戻りまして、右の上でございます。大阪市の今の状況でございます。平成19年に「犯罪被害者等支援のための総合相談窓口」を開設しております。平成24年には「市営住宅の優先入居制度」が開始をされました。平成29年には市民向けに、本市の具体的な取り組みを紹介しましたパンフレット、「大阪市犯罪被害者等支援ナビゲーション」を作成して、ホームページに上げさせていただいているところでございます。

「本市が実施している施策」として記載させていただいておりますように、「生活困窮への支援」につきましては、一般施策を活用しまして、生活保護でありますとか、生活福祉資金の貸付制度、各種医療助成、就学援助制度などへの橋渡しをしているところでございます。あと、先ほど説明させていただきました「市営住宅への優先入居」、「就労支援」としましては、これも一般施策になります「大阪市仕事情報ひろば」、「地域就労支援センター」などの活用をさせていただいているところでございます。あと、各区の保健福祉センターにおけます被害者の心身の状況に応じた医療情報や、保健福祉のサービスの提供でありますとか、「市民に犯罪被害への理解を深めていただくための啓発事業」を今も実施しております。「犯罪被害者支援団体及び関係機関との連携した支援研究会への参画」といったことを実施しているところでございます。

続きまして、資料の左下でございます。ここで、「犯罪被害者等の支援条例の制定につ

いて」ということをごさいます。ここに、ほかの政令市の条例の制定状況を書かせていただいております。岡山、京都、堺、神戸、名古屋の5つの政令市で、既に犯罪被害者等の支援に特化した条例を制定されております。来年度の4月には、横浜市でも条例が制定、施行される予定でございます。またほかに、特化したということではございませんけども、安心・安全等の条例の一部に、犯罪被害者等支援に関する条項を設けておられる都市としまして、札幌、新潟、静岡、浜松、北九州の5つの政令市がございます。

さらにその下でございます、大阪府が来年度の4月に条例施行の予定をされているところでございます。大阪府の条例のポイントということで書いております。まず1つ目、府、府民、事業者等、各主体の責務の明確化ということで言われております。府の責務として、国等との役割分担、それから府民、事業者等は、犯罪被害者等への理解と府の施策への協力ということで、責務ということで書かれております。あと、府が講じる基本的な施策の明示をするということでございます。あと、関係機関との連携・協力による「ワンストップ支援体制」の構築。関係市町村や支援団体と一体となって、犯罪被害者支援調整会議を設置するというようなことが大阪府の条例のメインになっているのかなと思っております。その4点目としては、支援のPDCAサイクルを回していくこととされているところでございます。

次に、資料下段の右側でございます。本市の条例制定に向けてでございますけども、まず「条例制定の意義」としましては、本市が犯罪被害者等の方々の支援に継続的に取り組むという姿勢を明確に示すことができるものと考えております。そして、そのことによりまして、市民への理解や協力の一層の促進が期待できると考えております。また、全市一体となりまして、関係機関との連携や協力が得やすくなるものと考えております。

次に、条例を制定するに当たりましての検討課題としましては、現在大阪市では実施していない見舞金や家事育児支援などの給付金制度の導入につきまして、また、犯罪被害者当事者の方のご意見を聞かせていただいて、どのようにその条例に反映できるかなどの検討をしていく必要があると思っております。

次に、条例制定に向けたスケジュールでございますけども、条例を制定するには我々行政事務方だけの思いだけではいけないと思っております、当事者のご意見もよく聞かせていただく必要がありますことから、当事者の方や学識、有識者、また弁護士の方にも参画いただく懇話会を設置しまして、そこでご意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。そして7月ごろには条例の骨子案に対するパブリックコメントを経まして、9月、秋の市会には条例案として上程をしてみたいと考えております。そういったスケジュールで進めてまいれたらと考えております。

なお、条例の骨子案につきましては、今後の懇話会で委員の方々からご意見を伺いながら固めていく所存ではございますけども、この条例の対象は本市の市民が犯罪等被害に遭われた場合であるものと考えておりまして、その犯罪等というのは、犯罪被害者基本法の第2条で、「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とされておりますの

で、これを基本に考えてまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○**山西会長** 犯罪被害者等支援に関してのご質問、ご意見ございますでしょうか。辻川委員、どうぞ。

○**辻川委員** お尋ねいたします。犯罪を犯した者が、就労支援がない場合に、やはり再犯にいくのは、皆さんも御存じのとおりと思います。

そんな中で、新たに市の条例制定に当たって検討するという事で、新たな検討の中に、雇用主さんをどう支援していくかということも含めてご検討いただければと思います。

○**山西会長** 今のご意見は犯罪者の支援の意見かと思いますが、今回検討しているのは犯罪被害者、被害を受けた方の支援ですけれども。

○**辻川委員** トータルの、犯罪をした者、そしてそれをサポートする者、そのことによって二次犯罪、三次犯罪につながらないという意味で考えることが必要です。

○**山西会長** わかりました。事務局から、辻川委員のご意見等に関しまして、説明ございますでしょうか。

○**古武共生社会づくり支援担当課長** 今回、犯罪被害者の支援基本法に基づきまして、地方公共団体に求められているものにつきまして、まだまだちょっと大阪市ではできていないところにつきまして、条例化等も含めて考えてまいりたいとは考えておりましたけれども、今、委員のご意見の中では、いわゆる犯罪の加害者の方についても総合的に考えたらどうかというご意見だったかと思えます。またそこにつきまして、今すぐにお答えはできないですけれども、それはそれで検討していかなければならないのかなと思えます。

○**山西会長** その他ご意見、ご質問、どうぞ。

○**宮本委員** 宮本と申します。資料3の、3番の「(2) 課題別相談内容」で、犯罪被害者の方の実際の相談件数が2件と、表の下に書いてございまして、この資料7の犯罪被害者等の支援について、相談窓口は、平成19年にもう開設されているということですがけれども、この人権啓発・相談センターに相談窓口が開設されているのか、また別に総合相談窓口が開設されているのか、線引きがよくわからなくて、教えていただけないでしょうか。

○**山西会長** 事務局、お願いいたします。

○**古武共生社会づくり支援担当課長** 犯罪被害者等の総合相談窓口ということで、私ども大阪市役所の4階の市民局の一部署の電話番号、そこが犯罪被害者の支援に関する総合相談窓口ということで設けさせていただいております。

人権啓発・相談センターで受ける人権相談のほうにも、犯罪被害に遭ったということで相談があるのですが、専門的なことでいいますと、どんな支援ができるのか、今どんなことができるのかというお尋ねになる場合は、私どもにつないでいただくという連携をさせていただいて、今は進めているところでございます。

ですので、総合相談窓口は、市役所の4階の事務室の電話となっております。

○山西会長 ほかにご意見、木下委員どうぞ。

○木下委員 犯罪被害者の定義づけがものすごく曖昧で非常にわかりにくい。犯罪被害者というのは、ちょっと下世話な話になるかもわかりませんが、痴漢に遭ってPTSDになって満員電車に乗れない人も、犯罪被害者になるのですか。

○古武共生社会づくり支援担当課長 今、委員がおっしゃいました、具体的に痴漢に遭ってPTSDになって電車に乗れないというような、例えば具体的に相談がございましたら、当然、犯罪被害者になると考えております。

どういった支援をしているのかとなりましたら、専門的な相談窓口へのつなぎ、橋渡しなどを、今でしたらしています。

○木下委員 その犯罪被害者というのは、どこまでの人を対象にしているのかというのが全然アナウンスとして出てこないんですね。さっき言ったみたいな痴漢の被害に遭った人も、これは犯罪被害者なんですか。あるいは、事件や事故で、特に事件絡みで何か被害に遭った人だけを対象にしているのか。条例案を出すにあたっては、やはり犯罪被害者のこういうレベルの人が対象ですよというのをしっかりお示しをいただかないと、言葉だけが一人歩きして、結果的に実体を伴わないのではと思うんですけども、いかがですか。

○古武共生社会づくり支援担当課長 委員がおっしゃっているとおりかと思うんですけども、犯罪被害者の定義としましては、基本法にも犯罪についての定義があり、まずは「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」を犯罪と言っており、その被害者を犯罪被害者と呼んでおります。

ただ、具体的にどういった方々を対象とするのかにつきましては、今後、懇話会の委員からのご意見でありますとか、今の木下委員の意見を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

○木下委員 9月に条例案を出されるんでしょう。あと半年先ですよ。例えば、ひったくりとか街頭犯罪も含めて、被害に遭われた方はこの対象になるんですか、ということを僕は聞いている。

○古武共生社会づくり支援担当課長 実際に身体や心に被害を遭われた方については対象になると考えております。

○木下委員 つまり、そうなれば、市営住宅の優先入居や財政支援もしていただけるんですね。

○古武共生社会づくり支援担当課長 財政的な支援等につきましては、今、犯罪被害の支援といいましても、広く心のケアでありますとか、そのほかに給付金なり、財政的なケアでということがあるかと思うんですけども、その線引きといいますか、どういったときには財政的な支援をしていくのかとかいったことも、検討してまいりたいと思っておりますのでございます。

○山西会長 事務局から、どうぞ。

○田丸市民局理事 市民局理事の田丸でございます。補足させていただきます。犯罪被害

者の定義というのは、国の法律もございますので、それも踏まえて、当然定義づけを考えていかないとだめだと思っています。一方で、今、木下委員からもご指摘がありましたように、例えば支援施策を考えるときに、どの支援施策を、どういった方を対象にするかについては、当然その程度、状況に応じて考えていかないといけないと思っておりますので、犯罪被害に遭った方、例えばひったくりに遭った方、皆さんに見舞金を出すのかといった問題は、他都市の状況等を見ておられますも、かなり限定した形をとっている状況もございますので、その辺はしっかり見極めて考えていきたいと思っております。

○和田委員 いいですか。

○山西会長 どうぞ、和田委員。

○和田委員 和田です。今、木下委員、おっしゃったように、どこまでを対象とするのかというのは、私はすごく重要だと思っていて、例えば、条例が制定された後に、本来ならば支援を必要とすべき方々にきっちり届くように、あなたは大阪市が支援をする対象なんですよということがしっかり届いて、しっかり支援を受けていただいて、また生活を立て直していただくということにつなげていくためにも、そこは他市さんを見てということもありましたけれども、もう少し具体的にした方がいいのかなと思います。そこは、ちょっと私としては順番が逆なのかなと感じました。以上です。

○山西会長 その他、ご意見、ご質問、ございますでしょうか。

○三成委員 三成でございます。今、お2人の委員からご指摘になったこと、私もとても重要だと思います。恐らくは犯罪被害者という言葉に伴う思い込みみたいなものもございますので、それを広く定義するのであれば、例えば重大犯罪の被害者であるとか、そうではなくて日常的な中で起こったトラブルといいますか、身体等々に、心身等に影響があった方の問題であるとかを幾つか類型分けしていただいて、それに伴う支援のあり方を種別化していただくと非常にわかりやすいのかなと思います。例えば、性犯罪の場合は、被害者の方にとって一番重要なのは、やはりワンストップ支援であろうと思いますので、犯罪被害者のあり方、ニーズに応じて、何が一番重要かというのは、今後恐らく当事者の方にもお聞きになると思いますけれども、今申し上げたことを中心といいますか、重要なことと考えると取り組んでいただけたらありがたいと思います。要望です。

○山西会長 あと、ございますか。

○宮本委員 被害者という意味で、実際被害に遭われた方は、早く忘れて次のステップに進みたいということで、自分の受けた被害を周りの方に知られたくない方もたくさんいらっしゃると思うんです。そういう意味で、どういう被害者の方を支援するかというのはすごく重要なポイントになると思うので、今後審議をしていく意味でも、どういう被害者の方を支援されるのかというのを明確にしていく必要があると思います。お願いいたします。

○山西会長 辻川委員、どうぞ。

○辻川委員 再度になりますけれども、私自身も6年前に被害に遭って、当事者でありまし

た。当事者だから、まちづくりの中で、こうあってほしいという思いがあります。それは、被害者だけの問題ではなくて、犯罪を犯す者のケアがない。先ほども申し上げましたように、被害者を守るということは一言で済みますけども、それをなくすとなったときには、トータル的な分野で施策を講じていくというのが一番だと思います。

○山西会長　そろそろ時間ですので、ご意見、ご質問はよろしいでしょうか。

そうしましたら、本日出ましたご意見等を参考にさせていただいて、2月には懇話会があったたき台ができ上がってくるということですので、たき台等ができましたら、我々、委員にも早急に資料等をいただきましたら、また意見があれば出せると思いますので、よろしく願いいたします。

そうしたことを踏まえて、この犯罪被害者等支援についても着実に進めていっていただきたいと思います。

本日の議題は以上です。今日のさまざまな意見に関して、これからも事務局のほうで十分に反映してもらって、施策を実施していただきたいと思います。

委員の皆様、お疲れさまでした。それでは事務局のほうに司会進行をお渡しいたします。

○廣原人権企画課担当係長　活発なご議論をいただき、誠にありがとうございました。次回の審議会は、本年6月頃の開催を予定しております。委員の皆様方には、事前に日程を調整させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして第38回大阪市人権施策推進審議会を終了いたします。

本日はありがとうございました。

——了——